出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

| 事件番号  | 昭和 47(才)1191     | 原審裁判所名  | 大阪高等裁判所          |
|-------|------------------|---------|------------------|
| 事件名   | 家屋収去土地明渡請求       | 原審事件番号  | 昭和 45(ネ)1845     |
| 裁判年月日 | 昭和 48 年 4 月 13 日 | 原審裁判年月日 | 昭和 47 年 7 月 27 日 |
| 法廷名   | 最高裁判所第二小法廷       |         |                  |
| 裁判種別  | 判決               |         |                  |
| 結果    | 棄却               |         |                  |
| 判例集等  | 集民 第 109 号 93 頁  |         |                  |

| 判示事項 | 土地使用借権の取得時効の要件                      |  |
|------|-------------------------------------|--|
| 裁判要旨 | 土地に対する使用貸借上の借主の権利の時効取得が成立するためには、土地の |  |
|      | 継続的な使用収益という外形的事実が存在し、かつ、その使用収益が土地の借 |  |
|      | 主としての権利の行使の意思に基づくものであることが客観的に表現されてい |  |
|      | ることを必要とする。                          |  |

## 全 文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 中

上告代理人井上洋一、同石田好孝、同吉田亘の上告理由第一点および第二点について。

土地に対する使用貸借上の借主の権利の時効取得が成立するためには、土地の継続的な使用収益という外形的事実が存在し、かつ、その使用収益が土地の借主としての権利の行使の意思に基づくものであることが客観的に表現されていることを必要とするものと解すべきとこる、原判決の確定した事実関係のもとにおいては、上告人が、本件建物につき所有権保存登記を経由した日より以前に、本件土地につき、自己の権利の行使として右要件をみたすような使用収益をしていたものと解することはできず、したがつて、所論の時効取得の主張を排斥した原判決の認定・判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 大塚喜一郎 裁判官 村上朝一 裁判官 岡原昌男 裁判官 小川信雄)